

株式会社商工組合中央金庫が実施する 有限会社市川商会に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する有限会社市川商会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年3月28日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社市川商会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

1. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が有限会社市川商会（「市川商会」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、市川商会の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、市川商会在がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

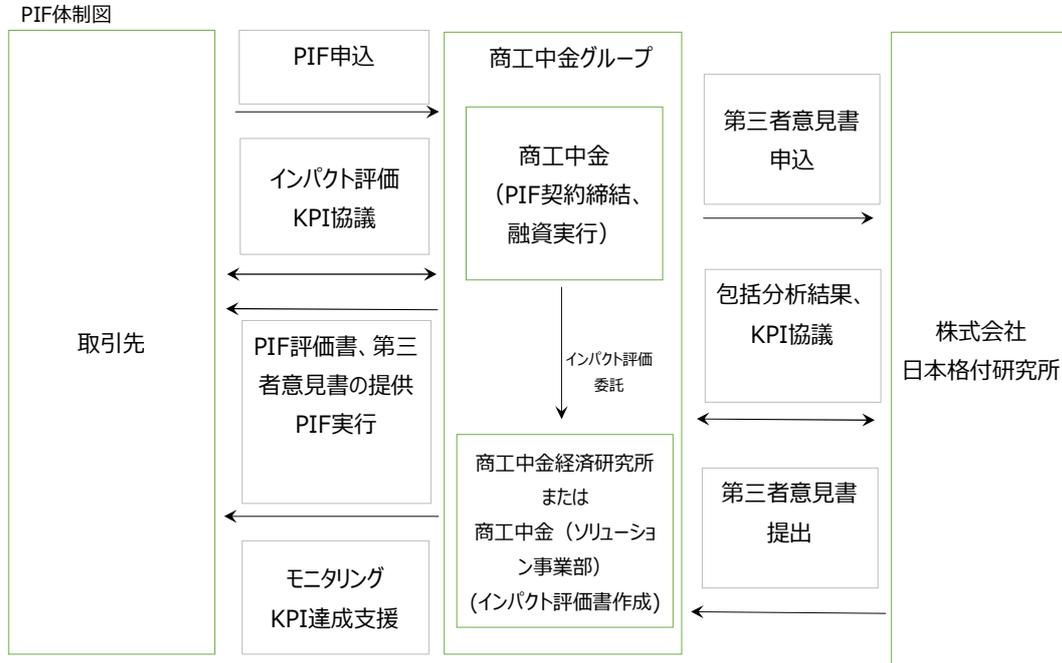
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である市川商会から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年3月28日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が有限会社市川商会(以下、市川商会)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、市川商会の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、サステナビリティ方針、SDGs 行動宣言
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	有限会社市川商会
借入金額	証書貸付 250,000,000 円 コミットメントライン 350,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	証書貸付 7 年 コミットメントライン 1 年(更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 10 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	静岡県富士市比奈 602-5
創業・設立	創業 1968 年 設立 1987 年 4 月 1 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	30 名(2024 年 12 月時点)
事業内容	石油製品の販売・卸売業、ガソリンスタンド経営、不動産賃貸業、ソーラー発電売電事業
事業別売上高比率	①石油製品の販売・卸売業、ガソリンスタンド経営事業 80% ②不動産賃貸業 17% ③ソーラー発電売電事業 3%

2024 年 6 月期

【業務内容】

- 市川商会は、創業から50年超の静岡県富士市に出光興産特約店として4カ所のサービスステーション(以下SS)経営と、富士市中心に静岡市、富士宮市、沼津市等で商業用テナントや倉庫、アパート、マンション、駐車場等約50カ所の賃貸不動産経営、屋根設置型15カ所と地上設置型6カ所の売電型太陽光発電システムを運営する事業者である。

<ガソリンスタンド経営>

- 設立時には昭和シェル石油特約店としてSSを運営、石油元売りの経営統合により出光興産特約店となった。運営するSSは、2020年に「住民拠点SS(*1)」に認定されている。法人向け販売では、富士市内の運送業者を中心に、静岡市清水区や沼津市内まで100社以上に燃料を供給、灯油配達サービスでは、富士市内において法人50社、個人50宅の配達を行っており、地域のインフラに貢献している。

(*1)住民拠点SSとは、自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンドのこと(経済産業省資源エネルギー庁の「住民拠点サービスステーション」より引用)。政府は阪神大震災後に国の補助事業として1996年度から2010年度にかけて、太陽光発電設備、内燃機発電設備、貯水設備等を備えた災害対応型給油所の整備を推進してきたが、2016年4月の熊本地震を契機に、災害時における燃料供給拠点としてのSSの役割が再認識され、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備を進めている。

「事業拠点～SS事業」

拠点名	住所	特徴
富士比奈SS	静岡県富士市比奈602-5	<ul style="list-style-type: none"> ・有人でフルサービス、高齢者や障がい者へも補助対応 ・住民拠点SS ・給油設備、地下タンク用のガソリンベーパー(*2)回収装置設置 ・完全LED化 ・2024年12月に大気環境配慮型SS申請中(*3)。
セルフ富士比奈SS	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・富士比奈SSと同じ場所にあり、24時間営業でセルフサービス ・ドライブスルー洗車場「bluewash 富士比奈店」と隣接 ・給油設備、地下タンク用のガソリンベーパー回収装置設置 ・完全LED化
セルフ吉原SS	静岡県富士市今泉1丁目16-11	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間営業でセルフサービス ・住民拠点SS ・給油設備、地下タンク用のガソリンベーパー回収装置設置

		置 ・完全 LED 化 ・2024 年 12 月に大気環境配慮型 SS 申請中。
セルフ富士警察署前 SS	静岡県富士市伝法 3752-5	・24 時間営業でセルフサービス ・住民拠点 SS ・給油設備、地下タンク用のガソリンベーパー回収装置設置 ・完全 LED 化 ・売電型太陽光発電システム設置。

(* 2)ガソリンベーパーとは、ガソリンが蒸発して気体となった蒸気(Vapor)のことで、SS で自動車へ給油する時に出るにおいの正体であり、給油時だけでなく、走行時や駐車時にも自動車から大気中に放出されている。ガソリンにはトルエンやキシレンなどの VOC(揮発性有機化合物)が含まれており、給油作業時等にその一部が気体(蒸発ガス)となり、SS 特有の臭いの元となっている(ガソリン 50 リットル給油時に 75 ミリリットルが蒸発ガスとなると言われている)。太陽からの紫外線によって、工場や自動車から排出される窒素酸化物と反応し、大気汚染の原因物質の一つとなっている。

(* 3)大気環境配慮型 SS 認定とは、大気環境に配慮し、燃料蒸発ガスの排出を抑制する取り組みをしているガソリンスタンドを、環境省及び資源エネルギー庁が e→AS として認定する制度のこと。

<富士比奈 SS、セルフ富士比奈 SS>



セルフ富士比奈 SS

富士比奈 SS

<セルフ吉原 SS>



<セルフ富士警察署前 SS>



資料 市川商会から提供

<店舗の立地状況>



<富士比奈 SS、セルフ富士比奈 SS>

<セルフ吉原 SS>

<セルフ富士警察署前 SS>

資料 市川商会 HP より引用

<不動産賃貸業>

- 静岡県内の富士市を中心に、静岡市、富士宮市、沼津市の他、神奈川県や茨城県、宮城県、岩手県にも商業用テナントや倉庫、アパート、マンション、駐車場等の多数の不動産賃貸物件を所有している。

「主要な事業拠点～不動産賃貸業」

拠点名	住所	備考
札の辻クロス (市川商会 所有割合 6割)	静岡県静岡市 葵区呉服町	 <p>・環境配慮型ビル ～ 屋上緑化、売電型消費型太陽光発電システム、自家発電システム設置。緊急用食料等の備蓄実施。</p>

<p>横浜市旭区商業施設</p>	<p>横浜市旭区 中白根</p>	
<p>沼津市北高島町商業用地</p>	<p>静岡県沼津市 北高島町</p>	
<p>Sky Hills(賃貸マンション)</p>	<p>静岡県富士市 宮島三蔵島他</p>	
<p>茨城県営住宅 上田沢アパート 用地</p>	<p>茨城県日立市 田尻町</p>	

資料 市川商会より提供

<ソーラー発電売電事業>

- 屋根設置型では、セルフ富士警察署前 SS や賃貸不動産等の所有物件の屋上に 15 か所、地上設置型では静岡県富士宮市の 2 か所を始め計 6 か所、出力総容量 3,820kW の売電型太陽光発電システムを設置運営している。

「事業拠点～ソーラー発電売電事業」

拠点名	出力	売電開始時期
所有物件屋上ソーラー発電所	304kW(低圧 15カ所)	2014年より開始
静岡県富士宮市上井手ソーラー発電所	56.16kW(低圧)	2015年11月
静岡県富士宮市山本ソーラー発電所	178kW(高圧)	2016年2月
愛知県豊明市沓掛町メガソーラー発電所	1,274kW(高圧)	2016年3月
茨城県小美玉市メガソーラー発電所	1,010kW (低圧 56.18kW×18区画)	2016年5月
三重県鈴鹿市ソーラー発電所	430kW(高圧)	2016年5月
和歌山県橋本市ソーラー発電所	568kW(高圧)	2016年12月

ソーラー発電売電事業 事業拠点例



愛知県豊明市沓掛町メガソーラー発電所



茨城県小美玉市メガソーラー発電所

【沿革】

1968年	現代表取締役 市川教広氏の父、市川直樹氏が静岡県富士市今泉で創業
1975年	現本社地の静岡県富士市比奈にもSS拠点を開設
1987年	法人に改組
2001年	吉原SS開設
2013年	富士警察署前SS開設
2016年	市川教広氏が代表取締役に就任 吉原SS全面改装
2020年	住民拠点SS認定(富士比奈SS、セルフ吉原SS、セルフ富士警察署前SS)
2022年	富士比奈SS拡張
2023年	SDGs行動宣言を公表

<住民拠点SS指定書>



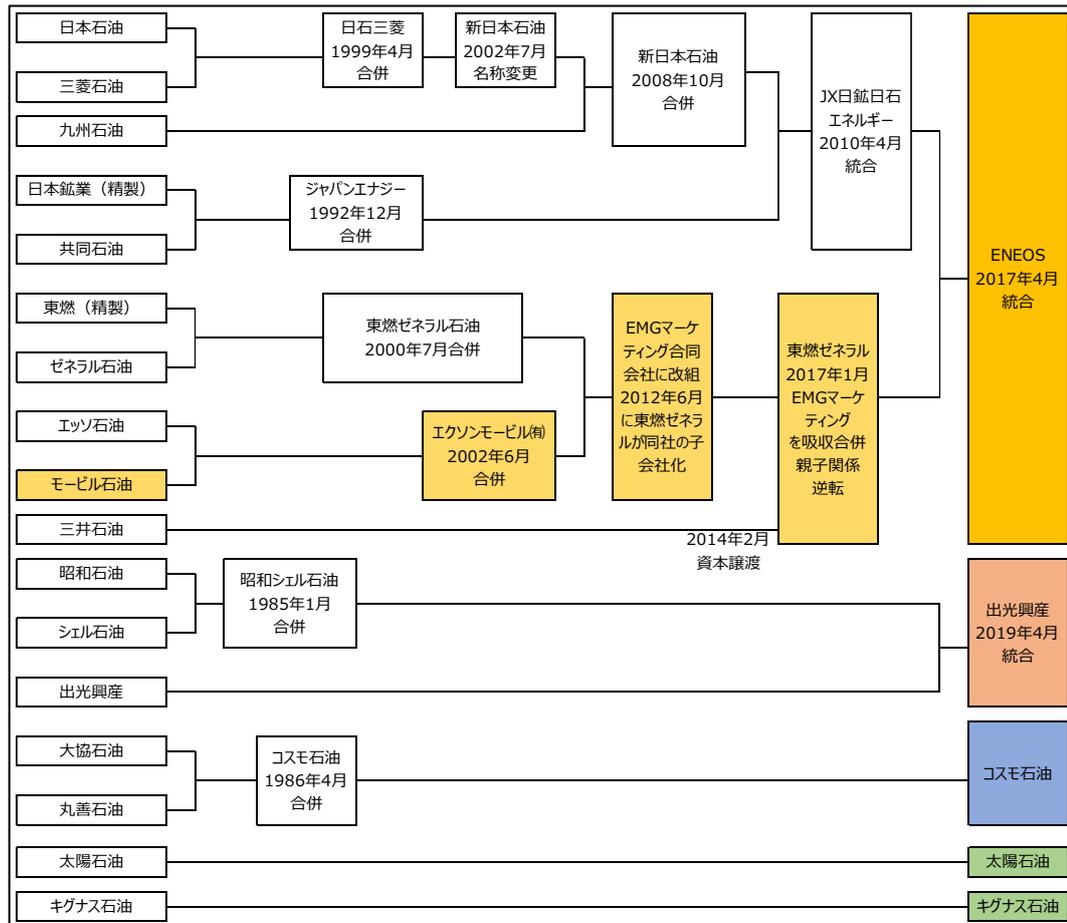
資料 市川商会より提供

2.2 業界動向

■ 石油元売り業界の推移

- 石油元売り業界は業界の規制緩和や競争激化等に対応するため、1985年の昭和石油とシェル石油の合併を皮切りに2019年の出光興産と昭和シェル石油の統合に至るまで統合再編を繰り返し、10社以上あった元売りは5社体制となっている(下記石油元売り推移参照)。

<石油元売り推移>



資料 商工中金経済研究所が作成

- このように統合・再編を行ってきた目的は、石油製品の精製能力を縮小し、国内需要と供給のバランスを保つためである。国内の年度末での原油処理能力は1975年度末～1982年度末までの5,940千バレル/日をピークに2024年7月末には3,110千バレル/日まで減少している。設備稼働率に関しては、2017年度には90%まで向上するが、その後の新型コロナウイルス感染症の影響や省エネの取り組みにより2021年度は73.4%と再度低下、2023年度は75.8%と回復の兆しをみせつつある(各数値は、石油連盟「今日の石油産業2024」より)。

■ 小売り業界の動向

- 燃料(ガソリン)小売りに関しては、1989年までは給油所建設や設置距離に係る行政指導がある(国内産業政策により規制がある)業界であったが、1990年の「給油所建設指導及び転籍ルール

の廃止」により、新設や転籍が自由化されたことから、国内の給油所(以下 SS)は 1994 年に 60,421 カ所に達した。一方、1996 年の「特定石油製品輸入暫定措置法廃止」により、石油元売りに限定されていた、ガソリン・灯油・軽油の輸入が原則自由化され、商社が輸入・販売を開始し業者間転売品と呼ばれる安価な製品の流通量が拡大し、異業種の参入(スーパー等が施設内で給油事業を展開)が可能となった。さらに 1998 年にはセルフ給油所の解禁により、業界の価格競争が激化し、中小零細な事業者の撤退が発生した。2011 年に消防法の一部改正により、「設置年数に応じた地下燃料貯蔵タンクの流出事故防止策の義務化(2013 年 2 月に完全移行)」により、設備投資負担とその設備投資の回収見通しや今後の事業継続見通し(後継者問題等)に不安を感じた事業者の店舗閉鎖・事業撤退が加速し、2023 年度末の SS 数は 27,414 とピーク時の約 45%にまで減少している。市川商会在が SS を運営する静岡県でも SS 数は減少トレンドにあり、2023 年度末では、10 年前の 2013 年度に比して 72%となっている。

- 国内の SS は、石油元売り 5 社の直営と特約店、販売店、大手商社系(伊藤忠エネクス等)、JA 系(JA-SS 等)で構成されている。
- ガソリンの販売量については、車の燃費性能向上、次世代自動車(HV、PHV、EV 等)の増加等により減少傾向にあり 2023 年度の年間販売量は、2010 年度対比で 76%の水準となっており、この傾向は今後も継続することが確実な状況にある。
- このような厳しい外部環境に対応するために、SS 事業者は燃料小売り以外の売上規模拡大を図っている。業界最大手の ENEOS は各 SS の立地に応じて「都市型」「郊外型」「地方型」に分類して、立地条件(地域ニーズ)に応じたサービスを展開していく方針である。
- 政府は阪神大震災後に国の補助事業として 1996 年度から 2010 年度にかけて、太陽光発電設備、自家発電設備、貯水設備等を備えた災害対応型給油所の整備を推進してきたが、2016 年 4 月の熊本地震を契機に、災害時における燃料供給拠点としての SS の役割が再認識され、自家発電機を備えた「住民拠点 SS」の整備を更に進め、全国に 14,431 カ所(2024 年 2 月末時点)の SS が「住民拠点 SS」(石油連盟「今日の石油産業 2024」より)となっている。
- 一方、過疎地域での SS 数の減少が顕著な状況を踏まえ、資源エネルギー庁では市町村内で SS 数が 3 以下の自治体を「SS 過疎地」と定義しており、2022 年度末時点で 358 の自治体が「SS



過疎地」となっており、増加トレンドとなっている。「地域生活を支えるインフラ」としての機能を享受できない地域が拡大しており、一部では自治体等が SS を運営する状況も発生している。

資料 石油連盟「今日の石油産業 2024」より引用

2.3 企業理念、サステナビリティ方針、SDGs 行動宣言

【企業理念】

創業以来、一貫して黒字決算、安定・安心経営を心掛けております。
危険物であり生活必需品である「油」を、重要な社会的インフラとして石油元売り会社とともに、顧客に安定供給していくために、また社員の生活の安定のために黒字経営は必須との創業者の思いからきた言葉である。

【サステナビリティ方針】

環境配慮型の SDGs ステーションを目指す
現代表者が、社会から求められる SS とは何かと考え、考えを実践していくための方向性を示した言葉である。

【SDGs 行動宣言】

項目	関連する SDGs ゴール	SDGs 達成に向けた取組
脱炭素社会の実現	 	太陽光を用いたクリーンエネルギーの活用・普及に取り組み、気候変動対策、脱炭素社会への移行に貢献します。
人権の尊重	 	調達から販売に至るまで、当社に関わるすべての人の人権を尊重し、働きがいを感じられる企業を目指します。
パートナーシップ	  	地元、富士市に関わりのある地域・団体に対する発注量拡大により、地域経済の活性化に貢献します。

2023年2月28日に「脱炭素社会への移行に貢献する」「地域経済の活性化に貢献する」「従業員が働きがいをもって業務に取り組み、地元富士市から愛される企業になる」ことを目指し、有限会社市川商会 吉原給油所として SDGs 行動宣言を行った。

2.4 事業活動

市川商会は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

自然環境面

■ 「売電型太陽光発電システムの設置」の取り組み

- 屋根設置型では、セルフ富士警察署前 SS や賃貸不動産等の所有物件の屋上に 15 か所、地上設置型では静岡県富士宮市の 2 か所を始め 6 か所、出力総容量 3,820kW の売電型太陽光発電システムを設置運営している。年間の発電量は、約 4,687,500kWh に及ぶ。クリーンエネルギーの供給は、CO₂ 排出量の削減、大気汚染の削減に資する取り組みである。
- 不動産賃貸では、市川商会が所有権の 6 割を有する「札の辻クロス」では、前述の売電型太陽光発電システムその他、屋上緑化を実施しており環境配慮型ビルとなっている。今後、SS について自家消費型太陽光発電システムの設置も検討している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「エネルギー(社会面)」「気候の安定性」「大気」(売電型太陽光発電システムの設置)、ネガティブ・インパクト「気候の安定性」(自家消費型太陽光発電システムの設置)

■ 「環境型商品販売による CO₂ 排出量削減」の取り組み

- 各 SS の照明機器は、全て LED 照明に切り替え済である。市川商会に石油商品を供給している出光興産グループでは、ガソリンへの非化石燃料混合(ハイオクガソリン)や CO₂ 排出量の削減や燃料代節約になる省燃費 & 環境性能オイルであるアポロステーションオイルの販売や、J-クレジット制度(*4)を活用した CO₂ をオフセットする燃料油、出光カーボンオフセット fuel「ICOF」に取り組み始めた。市川商会は、従来のハイオクガソリンやアポロステーションオイルの他、今後、「ICOF」の販売で環境負荷低減に取り組んでいく。

(*4) J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、クレジット購入者は、購入者が生産活動で生じる CO₂ 排出量からクレジット購入分における CO₂ 削減・吸収分を相殺(オフセット)出来る。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「気候の安定性」「零細・中小企業の繁栄(社会経済面)」(環境型商品販売による CO₂ 排出量削減)

■ 「適切な事業用排水処理等」の取り組み

- ガソリンスタンドは法令(水質汚濁防止法)により油水分離槽の設置が義務付けられており、全ての SS に分離槽を設置している。分離槽で分離した廃油は、産業廃棄物として廃油業者が回収しリサイクルされている。分離槽で分離した汚泥については、汚泥処理業者を利用して処理漏れのないように適正に処理されている。
- また、各 SS では、地下貯蔵タンクの樹脂加工について二重核にしており土壌への漏洩防止対策を実施している。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「水域」「土壌」「廃棄物」(適切な事業用排水処理等)

■ 「ガソリンベーパー回収装置設置による VOC 回収」の取り組み

- ガソリンにはトルエンやキシレンなどの VOC が含まれており、給油作業時等にその一部が気体となり、SS 特有の臭いの元となっている。この気体がガソリンベーパーと言われており、太陽からの紫外線によって、工場や自動車から排出される窒素酸化物と反応し、大気汚染の原因物質の一つとなっている。ガソリンベーパーは自動車走行時にも少しずつ放出されるが、多くは給油時やタンクローリーからの荷卸し時に放出される。環境省及び資源エネルギー庁では、2018 年 7 月より大気環境保全を図るために、ガソリンベーパーを回収する装置を設置した SS に対して、「大気環境配慮型 SS」(愛称：e→AS)に認証することを開始している。市川商会の各 SS においては、給油設備、地下タンク用のガソリンベーパー回収装置を設置済みであり、2024 年 12 月に富士比奈 SS、セルフ吉原 SS では「大気環境配慮型 SS」の認定申請をした。セルフ富士警察署前 SS では、「大気環境配慮型 SS」の認定について、消防法上でクリアすべき課題があり、現段階では申請していないが、サステナビリティ方針である「環境配慮型の SDGs ステーションを目指す」といった方向性に基づき、課題の解決を図り「大気環境配慮型 SS」の認定を目指す。「大気環境配慮型 SS」認定件数は、2024 年 12 月 25 日時点で 691 件(環境省・資源エネルギー庁大気配慮型 SS e→AS(イーアス)HP より)と、2023 年度末の SS 数 27,414 を母集団とすると全体の 2.5%であり認定件数は少数である。なお、ガソリンベーパー回収装置で吸引されたガソリンは、再利用される。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「大気」「資源強度」(ガソリンベーパー回収装置設置による VOC 回収)、「大気」(大気環境配慮型 SS の認定)

■ 「洗車場における節水」の取り組み

- セルフ富士比奈 SS と隣接するドライブスルー洗車場「bluewash 富士比奈店」では、ブルーウォッシュシステムにより、節水型のマシン仕様となっている(2020 年より前の従来比で、1 台当たりでの洗車に使用する水の量は、水洗いで 2 リットル、撥水洗車で 2.6 リットル ガラスコートで 3.6 リットルの削減効果がある)。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「資源強度」(洗車場における節水)

社会面

■ 「社員の健康対策支援」の取り組み

- 社員の健康対策として、社内全社禁煙、インフルエンザ予防接種の会社補助を実施している。2024年12月には、「従業員が健康で事故のない、お客様に気持ちの良いサービスができる企業



を目指します」と宣言し、ふじのくに健康づくり推進ホワイト事業所に認定された(*5)。その宣言実現の一つとして、会社負担による社員の脳ドック受診に取り組み、社員の健康対策支援を実施していく。

(*5) ふじのくに健康づくり推進事業所宣言とは、静岡県の健康寿命の更なる延伸を目指し、個人の健康づくりや事業所の「健康経営」の取組を後押しするため、企業や事業所が、従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その取組を県が支援する制度のこと(静岡県 HP より引用)

資料 市川商会より提供

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「社会的保護」(社員の健康対策支援)

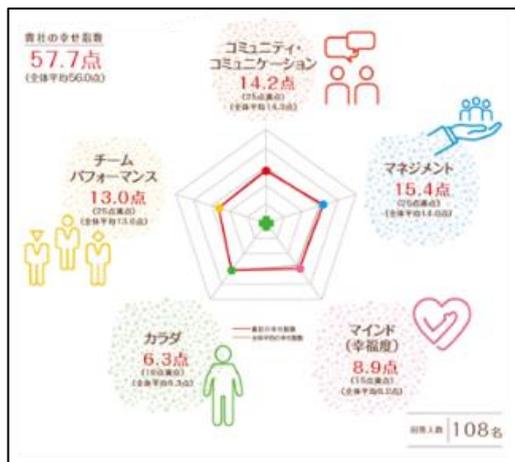
■ 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の取り組み

- SSのセルフ化による作業簡素化や、2022年度末従業員数24名から2023年度末には従業員数30名と人材確保による人的余裕により月平均の残業時間は2022年の月36時間から2023年には28時間、2024年は27時間と2022年に比して残業時間削減が進んだ。引き続き、人員確保や業務の合理化により残業時間削減を進めていく方針であり、更なる削減に取り組む。同様に、有給休暇についても、セルフ化による作業簡素化、従業員の確保による人的余裕により有給休暇取得推進が図られ、有給休暇の平均取得率は2022年の48%から2023年には90%、2024年は89%と2022年に比べ大きく上昇した(静岡県知事直轄組織デジタル戦略局統計調査課による毎月勤労統計調査「令和5年地方調査課結果」「令和5年特別調査結果」によれば、事業所規模30人以上の所定外労働時間は、12.5時間となっている。有給休暇平均取得率については、令和6年就労条件総合調査概況(令和6年12月25日付)30~99人によれば、令和5年度の年次有給休暇取得率は63.7%となっている)。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(ワーク・ライフ・バランスの推進)

■ 「幸せデザインサーベイの活用による社員の満足度向上」の取り組み

- 会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、2025 年より商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ(*6)」に取り組む。以降は、毎年定期的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとともに、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。



(*6)幸せデザインサーベイとは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド(幸福度)」の5つの要素から構成される。総合点を幸せ指数として算定する(100点満点)。

資料 商工中金より提供

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(幸せデザインサーベイの活用による社員の満足度向上)

■ 「手頃な賃貸住居の提供等」の取り組み

- 多数の賃貸不動産のうち、Sky Hills ブランドのマンションや中里ハウスといったアパート等の住居系賃貸住居 187 戸の他、県営住宅の茨城県日立市上田沢アパートにおいてアパート底地(16,400坪 約5.4ha)を地上権で2048年まで賃貸している。上田沢アパートは、24棟366戸(当初368戸)で、広さ2LDK~4DK 家賃14千円程度から41千円程度と手頃な賃貸料での住居提供に貢献している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「住居」(手頃な賃貸住居の提供等)

■ 「社員の資格取得推進支援」の取り組み

- 大型免許や危険物取扱者等の資格取得に係る費用について全額会社負担で、資格取得後は、毎月の手当に反映させることにより社員の資格取得の推進を図っている。今後は、石油元売り業者が実施する研修等の外部研修にも勤務時間内での参加を促し、さらなる社員の資格取得推進支援に取り組んでいく。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「教育」「賃金」、ネガティブ・インパクト「社会的保護」(社員の資格取得推進支援)

■ 「SS新設による雇用機会の拡大提供」の取り組み

- ガソリンスタンド経営においてSS新設も検討しており、SS新設による雇用増加に取り組んでいく。なお、新設SSは、「住民拠点SS」かつ「大気環境配慮型SS」とする予定である。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」(SS新設による雇用機会の拡大提供)

■ 「シニア層の活用」の取り組み

- 就業規則では 60 歳定年制とし、以降は 1 年毎の継続雇用としている。年齢の上限はなく、健康状態・スキル不変であれば定年前の条件で雇用しており、65 歳以上のシニア層 2 名が活躍している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」、ネガティブ・インパクト「年齢差別」(シニア層の活用)

■ 「賃金引き上げ」の取り組み

- 正社員の賃金引き上げに取り組んでおり、2022 年度は 10%の賃上げ、2023 年度は 14%の賃金引き上げを実施した。今後も引き続き賃金引き上げに取り組んでいく。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「賃金」(賃金引き上げ)

社会経済面

■ 「災害時等の社会インフラとしての貢献」の取り組み

- 通常時での法人向け販売では、富士市内の運送業者を中心に、静岡市清水区や沼津市内まで 100 社以上に燃料を供給、灯油配達サービスでは、富士市内において法人 50 社、個人 50 宅の配達を行っており、地域のインフラに貢献している。その他、富士比奈 SS、セルフ吉原 SS、セルフ富士警察署前 SS は「住民拠点 SS」となっている。災害等が原因の停電時にも非常用発電機を各所 SS に配備し、SS でライト点灯の上、自家発電により地域への給油を行うことが出来る体制や、自社タンクローリー 16 台による災害時の石油調達も対応できる環境づくり(大型車 6 台、4t 車 2 台、2t 車 3 台、マイクロリー車 5 台)を構築しており、災害時の社会インフラとしての機能を有している。各 SS が存する静岡県は、南海トラフ地震や東海地震等の大規模自然災害への対策が急務な地域であり、「住民拠点 SS」は、災害発生時には、社会に大きく貢献する。
- 災害発生時、事業の継続や早期復旧の体制作りは必要であり、BCP(事業継続計画)の策定に取り組むことや住民拠点 SS の新設により、レジリエンスな社会の実現に貢献していく。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「自然災害(社会面)」「エネルギー(社会面)」「インフラ」(住民拠点 SS の認定等)、「エネルギー(社会面)」「移動手段(社会面)」「自社タンクローリー等の災害時における燃料供給体制」、「自然災害(社会面)」「(災害時等の社会インフラとしての貢献)」、「インフラ」(通常時における燃料供給・灯油配達サービス)、ネガティブ・インパクト「自然災害(社会面)」「(BCP の策定)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済(人間の集团的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境(プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄 : ポジティブ増大 青 : ネガティブ緩和 緑 : ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	専門店による自動車燃料小売業
ポジティブ・インパクト	エネルギー、移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、社会的保護、気候の安定性
国際標準産業分類	自己所有物件または賃借物件による不動産業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、住居、健康と衛生、教育、雇用、賃金、社会的保護、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、住居、移動手段、文化と伝統、賃金、社会的保護、法の支配、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
国際標準産業分類	発電・送電・配電業
ポジティブ・インパクト	エネルギー、雇用、賃金、インフラ、気候の安定性、大気、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、水、文化と伝統、気候の安定性、水域、大気、土

	壤、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
以上 3 業態	専門店による自動車燃料小売業、自己所有物件または賃借物件による不動産業、発電・送電・配電業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、エネルギー、住居、健康と衛生、教育、移動手段、雇用、賃金、社会的保護、零細・中小企業の繁栄、インフラ、気候の安定性、大気、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、水、住居、移動手段、文化と伝統、賃金、社会的保護、法の支配、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
自然災害、エネルギー、インフラ	➢ 住民拠点 SS の認定等
自然災害	➢ 災害時等の社会インフラとしての貢献
エネルギー、移動手段	➢ 自社タンクローリー等の災害時における燃料供給体制
エネルギー、気候の安定性、大気	➢ 売電型太陽光発電システムの設置
住居	➢ 手頃な賃貸住居の提供等
雇用	➢ SS 新設による雇用機会の拡大提供
賃金	➢ 賃金引き上げ
インフラ	➢ 通常時における燃料供給・灯油配達サービス
気候の安定性、零細・中小企業の繁栄	➢ 環境型商品販売による CO2 排出量削減

■ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
自然災害	➢ BCP の策定
健康および安全性、社会的保護	➢ 社員の健康対策支援
健康および安全性	➢ ワーク・ライフ・バランスの推進 ➢ 幸せデザインサーベイの活用による社員の満足度向上
気候の安定性	➢ 自家消費型太陽光発電システムの設置
水域、土壌、廃棄物	➢ 適切な事業用排水処理等
大気、資源強度	➢ ガソリンペーパー回収装置設置による VOC 回収

大気	➤ 大気環境配慮型 SS の認定
資源強度	➤ 洗車場における節水

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ・インパクト) 教育、賃金 (ネガティブ・インパクト) 社会的保護	➤ 社員の資格取得推進支援
(ポジティブ・インパクト) 雇用 (ネガティブ・インパクト) 年齢差別	➤ シニア層の活用

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
健康および安全性	➤ 不動産賃貸業において抽出されているが、ポジティブ・インパクトに資する取り組みはないことから特定しない。
健康と衛生	➤ 医療サービスへのアクセスを目的とした不動産賃貸を実施してはいないことから特定しない。
社会的保護	➤ 不動産賃貸業において抽出されているが、ポジティブ・インパクトに資する取り組みはないことから特定しない。
廃棄物	➤ 売電型太陽光発電システムでは、既存の廃棄物を利用する取り組みにはつながらないことから特定しない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
水	➤ 売電型太陽光発電システムにおいて抽出されているが、水を大量に消費し、飲料水の不足につながるようなことはないことから特定しない。
住居	➤ 不動産賃貸業において、強制退去をとまなう事業展開は行っていないことと、賃貸価格帯も一般的な価格帯であることから特定しない。
移動手段	➤ 不動産賃貸業において、混雑の原因となる開発は行っていないことから特定しない。
文化と伝統	➤ 不動産賃貸業、および売電型太陽光発電システムにおいて行政側の許認可を取得した上で実施しており、文化施設の妨害や、文化

	遺産の保存と発展を損なう開発を行った物件の購入や開発は行っていないことから特定しない。
賃金	➤ 地域の業界平均以上であり、特定しない。
法の支配	➤ 不動産賃貸業において抽出されているが、違法開発、汚職等の関係がないことから特定しない。
生物種	➤ 行政許可を得た上で不動産賃貸業、売電型太陽光発電システムを行っており、生物多様性/生態系の保全に悪影響を与える事業展開は行っていない。
生息地	➤ 行政許可を得た上で不動産賃貸業、売電型太陽光発電システムを行っており、生物多様性/生態系の保全に悪影響を与える事業展開は行っていない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

市川商会は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下 KPI という)を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	賃金		
取組内容(インパクト内容)	・賃金の引き上げ		
KPI	● 2031年6月期には、2024年6月期に比して、正社員の平均給与を15%引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 正社員の賃金引き上げに取り組んでおり、2022年度は10%の賃上げ、2023年度は14%の賃金引き上げを実施した。今後も引き続き賃金引き上げに取り組んでいく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	気候の安定性、零細・中小企業の繁栄		
取組内容(インパクト内容)	・環境配慮型商品販売等による CO2 排出量の削減		
KPI	● 2031年6月期には、出光興産グループが取り扱う「ICOF」の販売量を全体の2%とする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 仕入先の出光興産グループでは、ガソリンへの非化石燃料混合や CO2 排出量の削減や燃料代節約になる省燃費 & 環境性能オイルであるアポロステーションオイルの販売や、J-クレジット制度を活用した CO2 をオフセットする燃料油、出光カーボンオフセット fuel 「ICOF」に取り組み始めた。 ➢ 「ICOF」は従来の商品と比較して、価格は割高であるが、市川商会としても、CO2 オフセットを必要とする法人向けに当該商品の紹介、セールスを実施し「ICOF」の普及に取り組んでいく。 ➢ 2023年度の市川商会の燃料取扱量は、年間 24,000 千リットルであり、「ICOF」の取り扱いはない。		
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	

	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	
--	------	---	---

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	自然災害		
取組内容(インパクト内容)	・BCP 策定		
KPI	● 2028年6月期までにBCPの策定に取り組み、以後、毎年見直す。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市川商会在が運営する富士比奈 SS、セルフ吉原 SS、セルフ富士警察署前 SS は、災害時における燃料供給拠点としての SS の役割を担う「住民拠点 SS」となっている。 ➢ より実効性の高い「住民拠点 SS」とすべく、災害発生時、事業の継続や早期復旧の体制作りは必要であることから、BCP の策定に取り組み、レジリエンスな社会の実現に貢献していく。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する。	
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	健康および安全性、社会的保護		
取組内容(インパクト内容)	・社員の健康対策支援		
KPI	● 2028年6月期までに社員の健康対策として、会社負担での脳ドック受診制度を新設する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 社員の健康対策として、社内全社禁煙、インフルエンザ予防接種の会社補助を実施している。2024年12月には、「従業員が健		

	<p>康で事故のない、お客様に気持ちの良いサービスができる企業を目指します」と宣言し、ふじのくに健康づくり推進ホワイト事業所に認定された。その宣言実現の一つとして、会社負担による社員の脳ドック受診に取り組み、社員の健康対策支援を実施する。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	<p>2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p>	

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容(インパクト内容)	・ワーク・ライフ・バランスの推進		
KPI	● 2031 年 6 月期には、平均残業時間を 10 時間以内とする。		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ SS のセルフ化による作業簡素化や、2022 年度末従業員数 24 名から 2023 年度末には従業員数 30 名と人材確保による人的余裕により月平均の残業時間は 2022 年の月 36 時間から 2023 年には 28 時間、2024 年は 27 時間と残業時間の削減が進んだ。引き続き、人員確保や業務の合理化により残業時間削減を進めていく方針である。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	<p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	

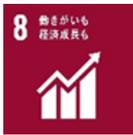
特定したインパクト	健康および安全性	
取組内容(インパクト内容)	・幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年中に、幸せデザインサーベイを実施する。 ● その後、毎年定期的に幸せでデザインサーベイを実施し、前回比スコアを向上させる。 	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、2025 年より商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ」に取り組む。以降は、毎年定期的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとともに、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。</p>	

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性		
取組内容(インパクト内容)	・自家消費型太陽光発電システムの設置		
KPI	● 2028 年までに既存の SS の 1 カ所に、自家発電型太陽光発電システムを設置する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市川商会在が運営する富士比奈 SS、セルフ吉原 SS、セルフ富士警察署前 SS は、災害時における燃料供給拠点としての SS の役割を担う「住民拠点 SS」となっている。 ➢ さらなる環境配慮を実施するとともに、災害発生時に、より実効性の高い自家発電とすべく自家消費型太陽光発電システムを設置する。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 自然災害、エネルギー、雇用、インフラ (ネガティブ) 大気、資源強度
取組内容(インパクト内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民拠点 SS の認定等 ・災害時等の社会インフラとしての貢献 ・SS 新設による雇用機会の拡大提供 ・ガソリンペーパー回収装置設置による VOC 回収

	・大気環境配慮型 SS の認定		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年6月期までにセルフ富士警察署前 SS においては大気環境型 SS の認定と、2031年6月までに住民拠点 SS、かつ大気環境型 SS を2ヶ所新設する。 ● 2031年6月期までに、従業員数を2024年12月時点の30名から38名とする。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市川商会の各 SS においては、給油設備、地下タンク用のガソリンペーパー回収装置を設置済みであり、2024年12月に富士比奈 SS、セルフ吉原 SS では「大気環境配慮型 SS」の認定申請をしている。セルフ富士警察署前 SS では、「大気環境配慮型 SS」の認定について、消防法上でクリアすべき課題があり、現段階では申請していないが、サステナビリティ方針である「環境配慮型の SDGs ステーションを目指す」といった方向性に基づき、課題の解決を図り「大気環境配慮型 SS」の認定を目指している。 ➢ 今後、SS の新設も検討しており、新設 SS においては、引き続き「住民拠点 SS」「大気環境配慮型 SS」とする。 ➢ ワーク・ライフ・バランスの推進の取り組みや賃金引き上げの取り組み、資格取得の推進といった取り組みを従業員の採用につなげていく。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	

	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	

特定したインパクト	(ポジティブ)教育、賃金 (ネガティブ)社会的保護	
取組内容(インパクト内容)	・社員の資格取得推進支援	
KPI	● 2031 年 6 月期には、大型免許取得者を 12 名、危険物取扱主任者乙種取得者を 10 名、2 級自動車整備士以上の取得者を 2 名とする。	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2024 年 12 月時点で、大型免許取得者を 6 名、危険物取扱主任者乙種取得者を 5 名、2 級自動車整備士以上の取得者はいない。 ➢ 大型免許や危険物取扱者等の資格取得に係る費用について全額会社負担で、資格取得後は、毎月の手当に反映させることにより社員の資格取得の推進を図っている。今後は、石油元売り業者が実施する研修等の外部研修にも勤務時間内での参加を促し、さらなる社員の資格取得推進支援に取り組んでいく。 	
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
年齢差別	シニア層の活用	・就業規則では 60 歳定年制とし、以降は 1 年毎の継続雇用としている。年齢の上限はなく、健康状態・ス

		<p>キル不変であれば定年前の条件で雇用しており、65 歳以上のシニア層 2 名が活躍しており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない。</p>
<p>水域、土壌、廃棄物</p>	<p>適切な事業用排水処理等</p>	<p>・ガソリンスタンドは法令(水質汚濁防止法)により油水分離槽の設置が義務付けられており、全ての SS に分離槽を設置している。分離槽で分離した廃油は、産業廃棄物として廃油業者が回収しリサイクルされている。分離槽で分離した汚泥については、汚泥処理業者を利用して処理漏れのないように適正に処理されている。</p> <p>・また、各 SS では、地下貯蔵タンクの樹脂加工について二重核にしており土壌への漏洩防止対策を実施している。</p> <p>以上、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない。</p>
<p>資源強度</p>	<p>洗車場における節水</p>	<p>・ドライブスルー洗車場「bluewash 富士比奈店」では、ブルーウォッシュシステムにより、節水型のマシン仕様となっており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない(2020 年より前の従来比で、1 台当たりでの洗車に使用する水の量は、水洗いで 2 リットル、撥水洗車で 2.6 リットル ガラスコートで 3.6 リットルの削減効果がある)。</p>

5.サステナビリティ管理体制

市川商会では、本ファイナンスに取り組むにあたり、市川代表取締役社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、市川代表取締役社長を最高責任者、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	市川 教広
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、市川商会と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、市川商会と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。市川商会は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190